

## ⑥私立認定保育所(認定こども園)で弾力運用の要件Aを満たす場合の保育料の取扱い

### 1 保育料の流用

運用元	運用先	額の制限
保育料 (人件費・管理費・事業費)	運営費 (人件費・管理費・事業費)	なし
保育料	①当該認定こども園を設置する法人本部に要する経費 ②同一の設置者が運営する社会福祉事業、子育て支援事業の運営施設設備の整備等に要する経費 ③同一の設置者が運営する公益事業のうち事業規模が小さく保育所と一体に行われる事業及び介護保険法に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費	事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内

### 2 積立預金への積立

運用元	運用先	額の制限
保育料	人件費積立預金 修繕積立預金 備品等購入積立預金 保育所施設・設備整備積立預金	事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内

### 3 積立預金の目的外使用

運用元	可能な運用先	額の制限	所管庁への報告又は事前協議
人件費積立預金	①人件費の類に属する経費	なし	運営費と同じ取扱いとすること
修繕費積立預金	②建物及び建物付属設備又は機械器具備品の修繕に要する費用		
備品等積立預金	③業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品の購入に要する費用		
保育所施設・設備整備積立預金	④保育所の建物、施設の整備、修繕、環境の改善に要する費用		

### 4 資金の貸付

貸付元	貸付先	貸付額及び清算
法人本部経理区分	A保育所経理区分	貸付額及び清算期限について制限なし
A保育所経理区分	法人本部経理区分	経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められる。
	法人外への貸付	一切認められない

### 5 当期末支払資金残高の上限

運営費の適正な執行により、適正な保育所運営が確保された上で長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費収入及び保育料収入の合計額の30%以下の保有とすること。

### 6 保育料の管理運用

銀行、郵便局等への預貯金等、安全確実かつ換金性の高い方法によること。